

木更津市森林整備計画（変更）

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成27年 4月 1日} \\ \text{至 平成37年 3月31日} \end{array} \right)$

（平成29年3月31日変更）

千葉県
木更津市

1 変更の理由

森林法の一部を改正する法律（附則第4条第1項（公布年月日：平成28年5月20日））による市町村森林整備計画の一斉変更による。

2 変更内容

法定事項の変更

（主な追加事項）

- ・鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を追加する。

3 変更計画が有効となる年月日

平成29年4月1日

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題.....	1
2	森林整備の基本方針.....	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針.....	3
II	森林の整備に関する事項.....	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢.....	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	4
3	その他必要な事項.....	5
第2	造林に関する事項.....	5
1	人工造林に関する事項.....	5
2	天然更新に関する事項.....	7
3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在.....	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準.....	10
5	その他必要な事項.....	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準.....	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	11
2	保育の種類別の標準的な方法.....	11
3	その他必要な事項.....	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	14
3	その他必要な事項.....	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策.....	15
3	森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項.....	15
4	その他必要な事項.....	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項.....	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針.....	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	16
3	共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項.....	16
4	その他必要な事項.....	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項.....	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	17
4	その他必要な事項.....	17
第8	その他必要な事項.....	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項...	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	18
III	森林の保護に関する事項.....	19
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	19
2	その他必要な事項.....	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に 関する事項.....	20
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）.....	20
3	林野火災の予防の方法.....	21
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	21
5	その他必要な事項.....	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	21
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	22
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	22
2	生活環境の整備に関する事項.....	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	23
6	その他必要な事項.....	23

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、千葉県の南西部に位置し、総面積は13,873haで民有林面積は、4,301haです。そのうちスギを主体とした人工林面積は1,326haであり、人工林率は31%で県平均よりやや下回っています。

しかし、森林の持つ水源涵養、山地災害・土壌保全、快適環境形成及び保健機能保全の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐の推進及び住宅周辺の里山の整備を積極的に実施することとします。

また、森林整備の実施にあたっては、森林の所有者、所有境界の確認が不可欠となりますが、森林所有者の高齢化や相続等に伴い確認が困難となってきたため、関係機関、団体、市民等の協力を得て、これら森林情報の把握に取り組む必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は様々な機能を複合的に発揮していますが、その機能は、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・文化機能」、「木材等生産機能」に大別されます。

本市においては、矢那川ダム上流では「水源涵養機能」が、市東部の中山間地においては「山地災害防止機能／土壌保全機能」が、市西部の市街地周辺においては「快適環境形成機能」が、真里谷城跡やかずきアカデミアパーク周辺においては「保健・文化機能」が、真里谷地区のまとまりのある森林においては「木材等生産機能」が、それぞれ発揮されることが期待されます。

本市の森林構成や地域性・社会的要請等を踏まえた森林の有する機能の発揮という観点から望ましい森林資源の姿は、次のとおりです。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・文化機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林及び史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向に従い本市では、森林を水源涵養機能を重視する森林「水源涵養機能維持増進森林」、山地災害防止機能・土壌保全機能を重視する森林「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、快適環境形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健・文化機能を重視する森林「保健機能維持増進森林」、木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」の5区分にするとともに、各区分に応じた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導することとします。

ア 水源涵養機能維持増進森林^{かん}

樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることを推進します。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことがないよう十分な注意を払います。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が

整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林の維持、管理を図ることを推進します。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

住宅地周辺の森林は樹高が高く枝葉が多く茂っているなどの遮断能力により騒音、強風などを緩和し、汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に抵抗性が高いなど、市民の快適な生活環境の機能を果たす森林を形成する森林整備を推進します。

エ 保健機能維持増進森林

優れた自然景観や森林公園等を持つ森林は、心身の癒しや安らぎ、レクリエーションや教育の場としての機能を果たすとともに史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成することにより、人々の精神的・文化的・知的向上を促す機能を果たす森林を形成する森林整備を推進します。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材生産機能を増進させるため、森林の健全性を確保、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を実施し形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産する森林の整備を推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、今後はこうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ることを計画的に推進するものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意します。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	15年	制限林等のみ 20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」とします。

（1）皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも20ヘクタールごとに保残帯を設ける確な更新を図ることとします。

（2）択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）であるものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、「皆伐」「択伐」とともに次の点に留意するものとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更

新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮し、また優良なぼう芽を発生させるため伐採時期を11月から3月の間とします。

ウ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等へは保護樹帯を設置します。

3 その他必要な事項

ア 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招くおそれがあるため、適切な伐採による密度管理と周辺への拡大防止に努めることとします。

イ 森林の生物多様性の保全

伐採等施業の実施に当たっては、生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとしします。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

下記に定める植栽本数の範囲を超えて植栽しようする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林業担当部署とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとしします。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとしします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	4,000	
	疎仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,500	機械化による低コスト作業を計画する場合
クヌギ、コナラ		3,000	しいたけ原木林で皆伐後に他の樹種が優先する場合

注1) 機械化による低コスト作業を計画するヒノキの植栽本数においては、確実な更新に配慮の上、2,500本/ha以上とします。また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとします。定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとします。

注2) 機械化による低コスト作業を計画するヒノキの植栽本数は、確実な更新に配慮の上、2,500本/ha以上にすることとします。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとします。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとします。
植栽の時期	3月中旬～5月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化する9月中旬～11月中旬に行うこととします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとします。

また択伐による伐採跡地に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新することとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

以下に定める樹種以外の樹種の天然更新が完了せず人工植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市の林業担当部署とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、アカメガシワ、カラスザンショウ、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ、アカガシ、イチイガシ、ツクバネガシ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成し得る樹種とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジロガシ、アラカシ、アカガシ、イチイガシ、ツクバネガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

確実な天然更新を図るため、天然更新の対象樹種について、「天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数」は下表のとおりとし、天然更新を行う際には、この本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高0.3m以上のものに限る。）を更新するものとします。

樹種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000
ぼう芽更新樹種	5,000

注) 上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。）を成立させるものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たっては、「天然更新補助作業」として下表のとおり必要な作業を実施するものとします。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に、必要に応じて優良な芽を一株あたり2～4本(マテバシイの場合6～10本)残し、それ以外のものを除去することとします

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とする。
また、補助的に植込みを実施した場合はその植栽木を含め取り扱います。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減します。
天然更新対象地面積 2ha未満；2箇所、 4ha未満；3箇所、
4ha以上；4箇所を目安に現地の状況に応じて増減。
- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮の上、現地実態から平均的と見られる箇所を選択します。
- ・ 標準地1箇所の形状は、2m×2mを5個、5m×5mを1個、正方形または長方形の面積100㎡を1個など現地の状況に応じて適宜設定します。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定とすることができますが、この場合写真を5年間保管します。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁森林整備計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができます。
- ・ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起こし、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

別紙

天然更新調査野帳

調査年月日 年 月 日
調査者

調査地		市町村	大字	番地	
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向		
調査面積 ha		プロット m × m		箇所	
No	樹高	胸高直径	本数/ha	ha 当り本数	
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	—			
	1.3m以上	4 cm 未満			
		4 ~ 5 cm			
		5 ~ 6 cm			
		6 cm 以上			
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	—			
	1.3m以上	4 cm 未満			
		4 ~ 5 cm			
		5 ~ 6 cm			
		6 cm 以上			
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	—			
	1.3m以上	4 cm 未満			
		4 ~ 5 cm			
		5 ~ 6 cm			
		6 cm 以上			
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真				

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算にして5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については、天然更新による成林が期待できない森林の判断基準を目安として、以下の森林とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。また、更新の成立は、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	25～ 30	31～ 35			伐期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11～ 15	16～ 20	25～ 30	41～ 45	55～ 60	71～ 75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	4,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	36～ 40			伐期 50年
	生産目標 大径材	4,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	41～ 45	55～ 60	71～ 75	伐期 90年
標準的な方法									
<ul style="list-style-type: none"> ・間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施することとする。 ・選木は形質不良木等のみに偏らず、残存木の良好な成長確保に配慮して行う。 ・平均的な間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年。 ・上記の間伐林齢のほか、次の徴候を参考として、実施時期を決定します。 徴候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始める、林木の下枝が枯れ上がり始める、林床の草木が少なくなる 									

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・ 9年	・ 12年		
下刈り	スギ	2回	2回	1回	1回	1回	1回					植栽による更新の場合
つる切	ヒノキ							1回	1回			
除伐	マツ							1回			1回	
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回					ぼう芽更新の場合
芽かき					1回			1回				
除伐								1回			1回	
下刈り	マテバシイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回					
芽かき			①					②				
標準的な方法												
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月ごろを目安とします。											
つる切	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月ごろを目安とします。											
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木及び花粉症対策としてスギ・ヒノキのうち雄花着生量が多いものを除去する。施業時期は8～10月ごろを目安とします。											
芽かき	クヌギ・コナラでは、残すぼう芽は3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣が付き始めたところに3～5本に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整することとします。 マテバシイの芽かきの①では残すぼう芽枝の数を6～10本に、②では同じく3～4本にします。											

- 3 その他必要な事項
特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定めます。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	55年	60年	50年	60年	25年	制限林等の み 30年

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図る、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた定めるものとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定めます。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の森林について定めるものとします。

- ・ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林
- ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の森林について定めるものとします。

- ・ 市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林
- ・ 快適環境形成機能が高い森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
次の森林について定めるものとします。

- ・キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用等に適した森林
- ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林
- ・特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・文化、生物多様性保全機能が高い森林について定めるものとします。

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに「別表2」に定めるものとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	90年	100年	80年	100年	30年	制限林等のみ 40年

・アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件等を考慮したうえで、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進します。

・アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進します。

・アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進します。

・アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を「別表1」のとおり定めます。

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を必要に応じて定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18～20、75 へ、76～78	305
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2～28、40～7	3,706
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、29～39	515
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	21～22、57	145
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	40～71	1,905

【別表2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	1～78 (市内全域)	4,221
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

NPOや市民団体等が森林所有者と協定を締結して森林整備を実施する里山活動協定等の締結について推進していきます。

(2) その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受託等による規模拡大を促進するため、次の取り組みを推進するものとします。

① 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ

② 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成

③ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん

④ 地域協議会の開催による合意形成

⑤ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等

⑥ 森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するための方策

3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行なうものとします。

4 その他必要な事項

森林組合等林業事業体が地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受けるうえで必要となる森林情報の収集整理を進めます。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有

者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の締結を促します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進にあたっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業者への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。

搬出に欠かすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道（注1）を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道（注2）、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促します。

なお、路網については下表の路網密度を水準としておりますが、市内計画対象森林内の公道（国、県、市道、農道等（幅員3.0m以上の道路））及び既設林道の延長を計測した結果、下表の路網密度を超えているので、高性能林業機械による作業システムに必要な森林作業道の計画を推進し、効率的な森林施業を推進します。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上

注1 林業専用道：10トン積程度のトラックの走行が可能だが地形に合わせた線形とすることにより、用地幅と切土盛土量を抑え、また一般車両の通行を想定しない等により開設コストを抑えた林業専用の道路

注2 森林作業道：2トン積程度のトラックまたはクローラタイプの林業機械が通行するための簡易な道路で、繰り返し利用が可能な耐久性を有する道路

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
特になし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班 等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年間の計 画箇所	対図 番号	備考
拡張	(舗装)			鎌倉2号線	300(1)	12			
	舗装計			1路線	300(1)				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

上記1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされる施設についても必要に応じて整備を図るものとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多くなっています。

従って、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備によるコストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方針

本市の林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから機械化の遅れは顕著となっています。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図るために、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入を図るものとします。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	木更津市 全 域	チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
		林内作業車	林内作業車 小型タワーヤーダ
造 林 保育等 (必要がある場合 に記入)	地ごしらえ 下 刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物のうち本市の特産品のひとつであるシイタケについては、生産が積極的に行われていますが、経営が小規模であり、生産量は減少傾向にあります。

今後については、原木ほだ木の安定供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図るとともに、農協と連携して販路の拡大及びインターネット等を利用し情報を提供することにより、新たな消費者の確保による生産振興を推進することとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
生産施設 「ほだ場」	矢那	6.0t	1	矢那	8.0t	1	
	笹子	6.5t	2	笹子	15.0t	2	
	真里谷	15.0t	3	真里谷	17.0t	3	
加工施設 「製材工場」	木材港	55 千m ³	4	木材港	55 千m ³	4	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

現地の状況に応じて、防護柵の設置及び維持管理、忌避剤の塗布、食害防止チューブの設置等、ニホンジカによる被害を防止効果をするために有すると考えられる保護措置、又は捕獲による鳥獣害防止対策を、千葉県野生鳥獣対策本部や木更津市有害鳥獣対策協議会等と連携し、推進することとします。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
ニホンジカ	49林班～71林班、 77林班～78林班	1,381.55ha

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認にあたっては、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提供を求める等、日頃から状況の把握に努めることとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
森林病虫害の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本市には、サンプスギが広く植林されていますが、非赤枯性溝腐病の被害を受けており、機能が著しく低下している森林が多い状況にあります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとします。

イ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリは、スギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫であり、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ノウサギ等の野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、関係機関と連携し、被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の危険性の高い地域を中心に、初期消火用機材（防火用水等）の配備を行うほか、森林の整備に併せて、山火事の延焼防止に資する林内歩道や防火線等の整備による林野火災の予防を推進します。

また、山火事予防運動期間を設けることで、山林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への山火事予防の普及啓発を進めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施については、「木更津市火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故の予防を進めます。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要性が生じた林分については、伐採とその後の更新を促進するものとします。

(2) その他

上記1から4までのほか、森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事の被害が多発する恐れのある地域等を対象として、森林の巡視を行います。

また、房総の美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

本市においては、該当ありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めます。

区域名	林班	区域面積 (ha)
木更津 地区	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、013、031、032、033、034、035、036、037、038、039	967.73
鎌足 地区	014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028、029、030	902.72
馬來田 北地区	040、041、042、043、044、045、046、047、048、049、050、051、052、053	913.53
馬來田南・富岡地区	054、055、056、057、058、059、060、061、062、063、064、065、067、068、069、070、071、072、073、074、075、076、077、078	1437.06

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(3) 共同化の一層の促進について

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう当該計画書の「森林の経営の共同化に関する事項」に森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域に認定請求者間で相互に連携、協力するものとします。

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが、地域に定住するために必要な生活環境施設の整備を進めていくものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の推進に伴い生産されるスギ、ヒノキの間伐材やその他広葉樹材、竹材等を活用した地域振興について、地域の木材業者や工務店、特用林産物生産者の状況、市の産業振興方針等について検討するものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

行政、地域住民、森林所有者等の協力による森林の整備と森林の保護・文化・教育的な利用を組み合わせ、これまで関心のなかった人々の参加を促進します。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

特になし。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。

(2) 森林法第10条の2による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－(1)、別表1）、造林に関する事項（Ⅱ－第2）、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとする

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林		竹林
				スギ・ヒノキ林	マツ林	
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林	モウソウチク、マダケ、メダケ等のタケ類が優占する森林
	本県の極相林、手を加えないと常緑広葉樹林となる。林内が比較的暗くなると亜高木層以下の階層構造があまり発達しないため、防災上も密度管理が必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するため、明るい森林を維持するためには恒常的な抜き切りが必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するので、維持のためには抜き切りが必要である。	高齢、高木林化して立木密度を低下させ、林内を明るくして階層構造が発達した森林にする。	防災林以外は、立木密度を低下させ、林内を明るくして多様な樹種を侵入させ階層構造が発達した森林にする。	根系の伸長により周囲の森林に侵入し、スギ・ヒノキ人工林、広葉樹林が竹林化する場合もあるため、区域管理が必要である。
主な機能	手を加えない森林、生物多様性に富む森林、水源林	景観林、里山林、原木林等	水源林、手をあまり加えず大径木等の生産も目的とした森林	生産を目的とした森林	防災林、景観林	生産を目的とした竹林

出典：千葉県ホームページ「美しいちばの森林づくり」に向けて（H22.3）より

【付属資料】

1 市町村森林整備計画概要図
別添のとおり

2 鳥獣害防止森林区域林班図
別添のとおり

3 参考資料

(1)人口

年齢層別人口動態

	年次 平成	総 計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	12 年	122,768 (100.0)	61,467	61,301	17,558	8,906	8,652	23,940	12,126	11,779
	17 年	122,234 (99.6)	60,947	61,287	16,579	8,421	8,158	20,537	10,493	10,044
	22 年	129,312 (105.3)	65,242	64,070	17,462	8,947	8,515	19,510	10,320	9,190
構成比 (%)	12 年	100.0	50.1	49.9	14.3	7.3	7.0	19.5	9.9	9.6
	17 年	100.0	49.9	50.1	13.6	6.9	6.7	16.8	8.6	8.2
	22 年	100.0	50.5	49.5	13.5	6.9	6.6	15.1	8.0	7.1

(注) 資料は国勢調査とする。

(2)土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積						
			田	畑	樹 園 地			その他 面積	
					果樹園	茶園	桑園		
実数 (ha)	12 年	13,865	1,866	1,588	211	67	67	0	0
	17 年	13,871	1,618	1,360	179	72	72	0	0
	22 年	13,873	1,633	1,370	190	51	51	0	0
構成比 (%)		100	11.8	9.9	1.4	0.5	0.5	0.0	0.0
	年次	草地 面積	林野面積			その他 面積			
			森林	原野	その他 面積				
							森林	原野	その他 面積
実数 (ha)	12 年	34	4,617	4,617	0	7,349			
	17 年	25	4,536	4,536	0	7,692			
	22 年	25	4,327	4,327	0	7,888			
構成比 (%)		0.2	31.2	31.2	0	56.9			

(注) 1. 資料は農業センサスとする。

2. 「耕地面積」は「経営耕地面積」を記入する。

(3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
12年	607	16	111	86	24	79	291
17年	-	-	-	-	-	-	-
22年	-	-	-	-	-	-	-

(注) 資料は農業センサスとする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林 (B)	天然林		
総数	4,253ha	100%	3,282ha	1,355ha	1,925ha	32%	
国有林	32	1	32	32	0	98	
公有林	計	28	1	20	12	8	42
	都道府県有林	5	0	0	0	0	0
	市町村有林	23	1	20	12	8	51
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	4,193	99	3,231	1,314	1,917	31	

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計。

2. 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の私有林をいう。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次 S：昭和 H：平成	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	S55年	5,048	-	-	-	-
	H2年	4,943	-	-	-	-
	H12年	4,508	2,375	2,133	1,022	1,111
構成比 %	S55年	100	-	(-)	(-)	(-)
	H2年	100	-	(-)	(-)	(-)
	H12年	100	52.7	(100)	(48.4)	(52.6)

③ 民有林の齢級別面積

(平成23年9月28日現在)

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	3,244ha	24ha	34ha	147ha	350ha	707ha	1,982ha
人工林	1,323	21	29	53	180	352	688
天然林	1,921	3	5	94	170	355	1,294
(備考)							

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～ 3ha	188	10～20ha	20	50～100ha	1	
3～ 5ha	50	20～30ha	5	100～500ha	1	
5～10ha	38	30～50ha	1	500ha 以上	-	
					総数	304

(注) 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

(平成25年11月調べ)

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	12	19.2km	
うち林業専用道	-	-	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	-	-	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		-
内 訳	第1次産業	-
	うち林業 (B)	-
	第2次産業	-
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
	第3次産業	-
B + C / A		- %

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額 (平成19年現在)

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	100	3,882	1,790,077
3	464	83,560	
B/A	3.0%	12.0%	4.7%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
 2. 製造業には、林業が含まれない。
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況 (平成21年11月現在)

区 分	組合・事業者数	従業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合				
生産森林組合				
素材生産業				
製 材 業	6	341	341	
森林管理署				
合 計	6	341	341	

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車	3		1	1	1		林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック	3		1	1	1		主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計	6		2	2	2		
(高性能機械)							

フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッド							牽引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用 自走機
ハーベスタ							伐倒、枝払、玉切、 集材用自走機
フォワーダ							積載式集材車輛
タワーヤーダ							タワー付き集材機

(9) 林産物の生産概況

平成26年3月調査

種 類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	生しいたけ	乾シイタケ
生 産 量	753kg	— m3	22.9 千本	0.5t	15.8t	—
生産額(百万円)	—	—	—	—	—	—

(10) その他必要なもの

特になし。

(10) その他必要なもの